〈論　文〉

体罰容認の連鎖を断ち切るには

――「部活における指導のあり方について語ろう」企画から見えてきたこと――

田　村　公　江

はじめに

2012 年 12 月 23 日，大阪市立桜宮高校の男子生徒が，顧問の暴力を苦に自死するという痛ましい事件があった。「大阪市立桜宮高校のバスケ部顧問暴力事件」（以下，「桜宮高暴力事件」と略）である。この事件を契機として，体罰が社会問題として大きく取り上げられるようになった。大きな流れとしては「体罰禁止」に向かっているが，「場合によっては体罰は必要だ（あるいは，やむを得ない）」という「体罰容認論」もまた根強い。体罰問題は，「体罰容認論」問題でもある。

ちなみに授業で(1)「しつけと体罰」というテーマを取り上げたところ，次のようなことが分かった。

・中学，高校の体育会系部活で体罰を経験した学生が少なくない。
・いわゆる強豪校の部活において，よりひんぱんに体罰が行われている。
・女子よりも男子に体罰経験者が多い。
・スポーツ推薦で大学入学した学生の多くが体罰を容認している。
・中学，高校の体育会系部活をがんばってきた学生は，体罰も含めて部活経験に誇りを持っている。

私自身は，教育のためであれ，しつけのためであれ，暴力を使うことには反対の立場である。しかし，体罰経験者が「体罰も含めて部活経験に誇りを持っている」という現実に触れて，単純な体罰反対論によっては対話の糸口が生まれないことを痛感した。問題意識を共有し，対話を深めるには，体罰を受けてきた彼らの声に耳を傾ける必要がある。

そこで本論では，第 1 章で桜宮高校事件の概要をまとめ，第 2 章で体罰「論」の検討を行った後，第 3 章で，「部活における指導のあり方について」語る学生たちの声(2)を紹介する。そして，体罰容認という考え方がどのように作られるのかを考察したい。

第 1 章　桜宮高校暴力事件

(1) 事件の概要

初めに事件の概要を示しておこう。2012 年 12 月 23 日，大阪市立桜宮高校体育科 2 年生，バスケットボール部のキャプテンをしていた少年が，顧問からの激しい体罰を受け続けて自死した。大阪市教育委員会は顧問を懲戒免職にした。顧問は傷害と暴行の罪に問われ，2013 年 10 月，懲役 1 年執行猶予 3 年の有罪判決が確定した。遺族は大阪市を相手どり民事訴訟を起こした。

この顧問の経歴は次のとおりである。大阪府内の私立高校を卒業後，東京都内の私立大学に進み，バスケ部に入った。当時の部員数は 250 人を超え，1 軍から 3 軍までがあった。顧問は 2 軍だった。1988 年に卒業し，兵庫県内の大学のバスケ部のコーチなどを経て，1994 年 4 月に大阪市の高校の保健体育科教諭に採用され，すぐに桜宮高校に赴任した。大学時代からの念願だったバスケ部の顧問となった。2003 年にインターハイ初出場，2006 年には全国ベスト 8 になるほどの強豪校にバスケ部を育てた。2012 年度には 16 歳以下の男子日本代表チームのアシスタントコーチに選ばれている。しかし，男子生徒が在籍したころはインターハイで 1 回戦負けが続き，全国で勝て

ない状態だった。

なお桜宮高校の募集定員約 280 人のうち体育科は 80 人（28.5％）である（事件当時）。
普通科は府北東部の第 2 学区から生徒を集めるのに対し，体育科は府内全域から入学できる。

桜宮高校暴力事件について，朝日新聞に掲載された記事をもとに，時系列にまとめてみた。

2011 年 4 月
男子生徒，桜宮高校体育科に入学。バスケの強豪校なので進学を決めた。

2011 年 9 月 7 日
市総務局（公益通報制度の窓口）に匿名の電話。「大阪市立桜宮高校のバスケット部で，教師が子どもたちに体罰を加えている」という情報が市に寄せられた。市は市教委に調査を任せ，市教委は校長（当時）に調べるよう指示した。

2011 年 10 月 5 日ごろ
市教委の指導主事から高校に電話。当時の前校長（61）に「体罰の有無」「他のトラブルの種の有無」の 2 点を聞き取るよう指示した。生徒への調査は指示に含まれていなかった。

2011 年 10 月 11 日
前校長は，13 人の顧問を 1 人ずつ体育教官室に呼び，指示のあった 2 点を質問した。
バスケ部の顧問は「体罰はやっていない」「トラブルに発展しうる問題を抱えていない」と体罰疑惑を否定した。前校長は，運動部の全顧問に体罰をしていないか尋ね，全員から「していない」との回答を得た。前校長は，生徒への聞き取りなどそれ以上の調査はせず，「体罰はなかった」と市教委の担当課長に電話で報告した。市教委から高校に追加の指示はなかった。市教委は，校長の報告を元に，市に「証拠の収集が難しく，違法性や問題性を確認することはできなかった」と回答した。市はこれを了承し，情報を得てから 3 か月余りで「解決済み」とした。

2012 年 9 月
3 年生が引退し，男子生徒 2 年生（17）が主将に就任した。

12 月 18 日
練習試合。男子生徒は顧問から平手で叩かれる体罰を受けた。

12 月 19 日ごろ
男子生徒は自分の気持ちを顧問に伝える手紙を書いた[3]。
が，チームの友人から「こんなことをはっきり書いたらまた怒られる」と忠告されたため，手紙を顧問に渡すことを思いとどまった。

12 月 22 日
体育館で府外の高校との練習試合。顧問からミスをとがめられ，再び平手でたたかれた。帰宅後，「今日もかなり殴られた。30〜40 回くらい」と母親に告げた。

12 月 23 日
6 時半ごろ，自宅で首をつって死亡しているのを家族がみつけた。
生徒は家族宛ての遺書と，顧問宛ての手紙を自宅に残していた。手紙に「厳しい指導はやめてほしい」「殴られるのがつらい」との記述があった。大阪府警は自殺当日，顧問から事情を聴いた。顧問は「顔をたたくことはあった。キャプテンなので厳しく指導した」と説明した。

12 月 27 日
顧問が体罰を認めたため，市教委の指示で学校は無記名アンケートを男女バスケ部 50 人（男子 20 人，女子 30 人）に実施した。しかし，学校と市教委は回答に目を通しただけで，集計せず，分析もしなかった。

12 月 28 日
市教委が顧問から直接聞き取りをした。顧問は「実力があるのに試合で力を発揮できない選手を発奮させたかった」としたうえで，自殺した男子生徒以外の他の部員への体罰も認めた。

12 月 29 日
学校は部員の保護者に「体罰について子どもから聞いたことがあるか」などと尋ねるアンケートをした。27 日に行ったバスケ部員へ

のアンケートと同様，このアンケートも集計しないままだった。

2013 年 1 月 8 日

・学校と市教委が男子生徒の自殺を初めて公表した。

・3 学期の始業式で校長が全校生徒に状況説明をした。続いて記者会見で顧問の体罰を認めた。

・市教委は，記者会見後，急きょ（部員への）アンケートの集計を開始し，結果を公表した。4 割以上の 21 人（男子 12 人，女子 9 人）が「顧問から体罰を受けたことがある」と回答。48 人（男子 19 人，女子 29 人）が「他の生徒が体罰を受けるのを見た」と回答。体罰の中身は「ビンタ」と「たたく」が大半を占めた（「蹴る」もあり）。時期など具体的なことは聞いておらず不明。部員の中でも主将への体罰が目立ち，「蹴られるのを見た」という回答もあった。

・市教委は，記者会見後，12 月 29 日に行った保護者へのアンケートも集計した。

これらのアンケート集計から，部員が目撃した体罰は，顧問が自殺直後に学校に報告した「男子生徒に，自殺の前日と，それ以外の 1, 2 回」というものより頻度が高く，部内で体罰が常態化していたことが初めて明らかとなった。

2013 年 1 月 9 日

・佐藤芳弘校長が，副顧問男性講師と女子バスケを指導している女性非常勤講師の 2 人から聞き取りした結果を記者会見で明らかにした。

12 月 22 日の練習試合中，顧問がタイムアウトを取り，「なぜボールを取りにいかないのか」と男子生徒の顔をたたく様子を，副顧問である男性講師はベンチ横で，女子バスケ部を指導している女性の非常勤講師は近くのコートから目撃した。しかし 2 人とも止めることはしなかった。この二人は，桜宮高校バスケ部出身の卒業生。

「実績があり，すばらしい技術指導をしている先生には意見は言えなかった」「講師という立場上，教諭である顧問に異論をはさみにくかった」「恩師である教諭には意見が言えなかった」と話している。

・午後 7 時，学校は，体育館で保護者を対象とした説明会を開いた。保護者ら 330 人が出席した。保護者の中には元顧問をかばう発言をする人もいたが，説明会の終盤，「もう体罰は一切しないで」「体罰を容認する空気があると不安」という保護者の声に促されて，運動部顧問約 20 名が保護者の前に立ち，一人ひとり「体罰はしない」と宣言した。

・大阪府警は元顧問について暴行容疑などで立件することを視野に入れて捜査を始めた。

2013 年 1 月 9 日夜

男子生徒の両親がテレビ朝日の「報道ステーション」の取材に応じた。両親は「彼が自ら命を絶ったのが，心の叫び。ぼくらや周りに伝えたかったメッセージ。今後こういうことを繰り返して欲しくない」と述べ，体罰がない指導を求めた。父親は顧問の体罰について，「1 回につき 2, 3 回殴られたというのではない。もっと殴られています」と述べた。

2013 年 1 月 11 日

・文部科学省は全都道府県に対し，学校現場での体罰の実態調査の実施を求めることを決めた。

・下村博文文科相は閣議後の会見で「部活動で試合に勝つことや強くするために体罰を厳しい指導として正当化することは誤った認識」と述べた。

2013 年 2 月 7 日

大阪市教委は元顧問の懲戒免職処分を決定した。

2013 年 2 月 8 日

元顧問は大阪市教委に顛末書を提出した。暴力に抵抗を感じていなかった元顧問が，「すべての原因は慢心だった」と思うに至る心境の変化がつづられている(4)。

2013 年 6 月 22 日

日本バスケットボール協会は小村基・元顧問の公認コーチ資格を取り消した。深津泰彦会長職務代行は「適切な指導や暴力根絶につい

て，効果的な対策を取っていなかった」と，日本バスケットボール協会の責任も認めた。

2013 年 8 月 9 日

文部科学省が実態把握調査の結果を発表した。全国の国公私立の小中高校などで，2012 年度に体罰をした教員が 6721 人にのぼることがわかった。被害を受けた児童・生徒は 1 万 4208 人にのぼる。高校の発生率が高く，公立では全高校の 21.8%，私立では 29.1% で体罰があった。

2013 年 9 月 5 日

男子生徒への傷害と暴行の罪で起訴された顧問の初公判が大阪地裁であった。

・起訴の決め手になったともされる「ビデオ映像」が公開された。これは，体育館の 2 階から撮影されていたもの。試合中に小村被告は男子生徒を平手で殴りつけた。さらにコートの中を追いかけ，体育館の壁に追い詰め，逃げられないようにして 20 発ほども殴り続けていた。検察側は「口が血まみれになっても殴っていた」と指摘した。

検察は懲役 1 年を求刑した。

父親は会見で教師に求められることを尋ねられ，「暴力で育った指導者は，また暴力で指導する，という負の連鎖が続いていると思う」「同じような事件が二度と起きないように，世の中を変えていかなければいけない」と述べた。

2013 年 9 月 26 日

懲役 1 年執行猶予 3 年の有罪判決が言い渡された。

(2) 体罰根絶に向けての宣言・声明

桜宮高校暴力事件のような悲劇を二度と起こさないために，スポーツ関係団体において宣言や声明が出された。

①「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」(2013 年 4 月 25 日)，日本体育協会，日本オリンピック委員会，日本障害者スポーツ連盟，全国高等学校体育連盟，日本中学校体育連盟

上記 5 団体は，日本青年館で「スポーツ界における暴力行為根絶に向けた集い」を開催し，基調講演[5]とシンポジウムの後に，上記宣言をを採択した[6]。

この宣言においては，「体罰」という言葉ではなく「暴力行為」という言葉が使われている（体罰という言葉は一切使われていない)。冒頭には「本宣言は，スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっている今日，スポーツの意義や価値を再認識するとともに，我が国におけるスポーツ界から暴力行為を根絶するという強固な意志を表明するものである」とあり，「暴力行為」として「殴る，蹴る，突き飛ばすなどの身体的制裁，言葉や態度による人格の否定，脅迫，威圧，いじめや嫌がらせ，さらに，セクシュアルハラスメント」が挙げられている。

ここには，体罰という名の暴力行為が容認されてきたことへの危機意識がある。指導者に対して次のことが要請されている。原文を要約して示す。

・暴力行為が人権の侵害であることを自覚する。
・暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。
・スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し，スポーツを行う者の自主性を引き出すように努める。
・スポーツを行う者の競技力向上だけでなく，全人的な教育・発達を支える。

②日本スポーツ法学会理事会声明　緊急アピール「スポーツから暴力・人権侵害行為を根絶するために」(2013 年 2 月 14 日)〔菅原哲朗 2013 : 161–163〕

日本スポーツ法学会理事会の緊急アピールは，提言として以下のことを示している。〔前掲書 : 162–163〕

・スポーツにかかわる一切の組織・団体が暴力・人権侵害を排除する宣言をする。
・スポーツ団体等のガバナンスの強化と関係者の法令遵守を徹底する。
・スポーツをする児童・生徒とアスリート等を守るために救済を求める者が相談できる窓口を設

置する。
・公正中立な調査機関として第三者機関を創設する。
・倫理綱領の策定及びスポーツ基本法に暴力の排除等の条項を追加修正する。
・指導方法及び指導者養成システムを確立する。

このアピールにおいては，「体罰」ではなく「暴力・人権侵害」という表現が用いられている。

③全国高等学校体育連盟，日本中学校体育連盟「体罰根絶宣言」（2013 年 3 月 13 日）

桜宮高校暴力事件を踏まえて両連盟が体罰事案について調査を行ったところ，桜宮高校暴力事件の後もなお，運動部活動の指導中に体罰が存在することが判明した。これを受けて両連盟は，運動部活動指導者は体罰根絶に向けて最大の努力を行うことを宣言した(7)。

この宣言においては「暴力」ではなく「体罰」という言葉が使われている。

第 2 章　体罰「論」の検討

(1) 用語の問題：体罰か暴力行為か

「体罰」という言葉には「罰」という言葉が含まれている。そのため，「体罰」という言葉を使うと，人は，「生徒（子ども）がわるいことをしたときに罰を与えるのは当然である」という発想に媒介されて，「罰を与えること自体には問題はないが，行き過ぎた体罰が問題なのだ」という捉え方に傾きやすい。たとえば，「しつけとしてちょっと叩くくらいは体罰とは言わない。問題は，しつけとしてちょっと叩くことと，しつけの範囲を超えた体罰をふるうことを区別するところにあるのではないか。」という意見がよく見られるのだが，このような意見の延長線上には「しつけと体罰の境界線を見極めることが重要だ」という意見が続き，さらには「体罰には許容可能な体罰と許容不可能な体罰がある」，「体罰を否定したら子どもに罰を与えることも否定されてしまうのではないか」といった体罰容認論が展開される。

だが，「体罰」とは叩くなどの有形力を用いることであり，その目的がなんであれ，客観的に見れば「暴力」にほかならない。前章で紹介した「宣言」や「アピール」が「体罰」ではなく「暴力行為」「暴力・人権侵害」という用語を選んでいるのは，たとえ生徒（子ども）を罰するためであっても暴力行為は許されないことを明示するためである。

ちなみに，学校教育法は教師に懲戒権を認めてはいるが体罰は禁止している。

第 11 条「校長及び教員は，教育上必要があると認めるときは，文部科学大臣の定めるところにより，児童，生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし，体罰を加えることはできない。」前章で紹介した「体罰根絶宣言」において「体罰」という言葉が使われているのは，学校教育法第 11 条（懲戒は認められることがあるが，体罰は禁止されている）を踏まえているのであろう。

以上のことを踏まえて「体罰」という言葉と「暴力」という言葉の使い方について考えてみたい。「体罰」という言葉を，「罰を与えるという口実のもとに行われる暴力」と言い換えてはどうだろう(8)。このように言い換えると，「懲戒権は認められるが体罰は禁止されている」ということは，「罰を与えることは認められているが，罰を与えるという口実のもとに暴力をふるうことは認められない」となり，非常にすっきりする。

(2) 暴力行為の定義

「文部科学省が設置して「運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議」が 2013 年 5 月 27 にまとめた「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」に収録されている〈運動部活動での指導のガイドライン〉には，「体罰等の許されない指導と考えられるもの」の例が 6 つ挙げられてる。これを見ると，「罰を与えるという口実のもとに行われる暴力」が具体的に何を指しているのかがわかる。肉体的苦痛を与えることがスポーツ指導として必要なこともある，という意見もあるが，指導を受ける生徒の体力や技術，天候によって，肉体的苦痛が限度を超えているかどうかを判断すべきであり，一律の定義がないことをもって定義があいまいとするのはおかしい。

①殴る，蹴る等。
②社会通念，医・科学に基づいた健康管理，安全確保の点から認めがたい又は限度を超えたような肉体的，精神的負荷を課すこと。
（例）
・長時間にわたって無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
・相手の生徒が受け身をできないように投げたり，まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
③パワーハラスメントと判断される発言や行為を行う。
④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
⑤身体や容姿に係ること，人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的，精神的負荷を与える。

（3）体罰容認派の理由と体罰否定派の理由
①体罰容認派の理由
スポーツにおける体罰を容認する人々は次のような理由を挙げている。
・言葉で言っても分からないときは体罰もやむを得ないから。
・体罰によって競技力が高まるから。（技術が向上する，精神的に強くなるなど。）
・体罰によって師弟間の絆が生まれるから。
②体罰否定派の理由
一方，体罰を否定する人々は次のような理由を挙げている[9]。
・暴力は人権侵害であるから。
・体罰をしたらスポーツがうまくなるとは言えないから。
・体罰は恐怖感によるコントロールであるから。（生徒が指導者に絶対服従となり，生徒の自主性が育ちにくくなる。「指示待ち人間」を作る，という意見もある。）
③子どもの権利という観点
体罰容認派と体罰否定派は上記のように対立しているわけだが，もっとも深い対立は「子ども観」の違いにあるのではないだろうか。体罰容認派にとって，生徒（子ども）は教え導かれるべき未完成な存在である。体罰容認派は暗黙のうちに，指導者（大人）が生徒（子ども）に「言うことを聞かせる」のは当然のことであり，生徒（子ども）には自分の意見を述べる資格はないと考えているようだ。（第3章でふれるが，そのような「子ども観」は生徒の内面にも取り込まれている。）

一方，体罰否定派は，生徒（子ども）という存在を保護やコントロールの対象としてではなく，権利の主体と見る。すなわち，たとえ精神的に未熟であっても，自分が受ける指導について意見を述べることや，納得のいく説明をしてもらった上で自己決定することが保障されるべきだと考えている。子どもには選挙権や高額の買い物をする自由は認められていないが，意見表明権や自己決定権は大人と同じように認められるという考え方は，国連で採択された「子どもの権利条約」に盛り込まれており，これが世界のスタンダードである[10]。

体罰否定派が拠り所とする「子どもの権利」という観点から見るならば，たとえ子どもに非があったとしても，叩かれることは身体の不可侵性が傷つけられ，屈辱感や怒りや恐怖や不安を感じさせられることによって，個人の尊厳が脅かされることである。大人同士の間では，上司と部下という上下関係があるところでさえ，そして，部下に非がある場合でさえ，叩かれるということはあり得ない。大人同士であれば，体罰はあり得ないということに，誰もが同意するだろう。大人同士で体罰がありえないのだとしたら，大人と子どもの間にも体罰はあり得ないはずなのだ。

第3章　「部活における指導のあり方について語ろう」（「語ろう企画」）から見えてきたこと

桜宮高校事件をきっかけに，私は，部活におけ

る体罰について，もっと当事者の声を聞くべきだと考えた。そこで，スポーツ健康学を専門とする教員，井上辰樹と倫理学を専門とする私（スポーツ経験はほとんどない）の二人で，「部活における指導のあり方について語ろう」という活動を始めることにした。具体的には，協力者を募って，部活における指導について語ってもらうという企画である。私たちの願いは，話を聞く場を作ることによって，学生を「語る人」という能動的なポジションに置くことにある。

これまでに，学生の語りを 6 回，教員の語りを 2 回，聞くことができた。
内容は下記のとおり。

1 番　S さん（男性，バレーボール）
2 番　D さん（女性，剣道），N さん（女性，吹奏楽）
3 番　Y さん（女性，特になし）
4 番　T さん（男性，陸上）
5 番　K さん（男性，野球）
6 番　U さん（ボート），A さん（吹奏楽）
7 番　教員 B さん（男性，スポーツ系専門）
8 番　教員 J さん（男性，非・スポーツ系専門）

本章では 1 番，5 番，6 番の語りを紹介する。

（1）1 番の語り　S さん（2 回生，男性）

S さんは，中学と高校でバレーボールをしていた。中学の指導者は部員を強くしてやりたい，バレーボールのおもしろさを伝えたいという信念の持ち主であり，部員に厳しい練習を課し，体罰をすることもしばしばだった。定番は飛び蹴り。熱くなると試合中のコートに入ってきて飛び蹴りすることもあったという。しかし，筋トレをしっかりやらされたおかげで，怪我などはしなかったという。また，この指導者は教え方がうまく，おかげでバレー部は強くなったという。

S さんに体罰の効果があったかどうかを聞いたところ，「体罰があったからこそ，なんか，試合とかのときの心配が，逆に，ない。先生にやられるとかの方がまだ怖いから。」とのことだった。だが，なぜここで怒られるのか分からなかったこともあったという。先生の怒りにチームが委縮して，かえって負けてしまったこともある。

高校のときのバレー部は，中学のときと違って，緩いクラブだった。指導者はバレーについて素人で，そのくせ部員の練習を気まぐれに批判するタイプだった。練習を見に来ても，ろくに見もしないで寝ているような無責任さに，S さんは怒りを感じたという。当時，練習を平気でサボる部員が多く，S さんはキャプテンとして皆をまとめるのに大変な苦労をしたという。指導者は S さんに助言を与えることもなく，クラブを運営する仕事を彼に丸投げしていた。先生が部員を叱ってくれたら部員も言うことを聞くのではないかと，最初は期待していたが，結局，この先生には「権力がない」ことに気づく。「権力がない」というのは，「言うことを聞かせる力がない」という意味で使われている。

彼に良い指導者と思うのはどの先生かを聞いたところ，中学のときの熱い先生が一番だという答えが返ってきた。「バレーの楽しさを知ってほしいからこそ，そんだけ熱くしてくれる。で，やっぱり勝ったら楽しいから，勝つ喜びを生徒に知ってほしいと思って，そんだけ必死にやってくれてるんだなって」と。S さんにとって，指導者の評価基準は真剣に向き合ってくれたかどうかにあるようだ。無関心で自分勝手な高校のときの指導者には，最低という評価を下している。

理想的なのは，熱い人で指導が上手で，暴力しない人では？と聞いたところ，それはそうだけれど，熱い人は生徒にうまくなって欲しいという気持ちが強く，生徒がそれに応えられないからイラついて体罰をするのだろうと言い，体罰をする教師の精神状態に理解を示した。

（2）5 番の語り　K さん（1 回生，男性）

K さんは，小学校 4 年から野球を始め，高校は強豪校に特待生で入学し，大学にもスポーツ推薦で入学した。小学校のときは少年野球の学外クラブだったが，この時からプロをめざす指導を受けている。だが，小学校のときには，走り込みがつらかったとはいえ，理不尽な目に逢ったことはなかった。

中学になり，部活で野球をするようになると，先輩から理不尽なことをされることはあったという。たとえば，部室に荷物を置いておけるのは先輩の特権であり，下級生はバットなどの持ち物をいちいち自宅に持って帰らなければならなかった等。指導者（監督）は手は出さないが，怒ると怖かったという。

高校では非常に厳しい指導者（監督）のもとで野球をした。厳しい練習はむろんのこと，体罰もあった。エラーしたらどなられる。集中が足りないようなプレーをしたときも怒られた。そういう場面では，ビンタとケツバットがふつうに行われていた。K さんは 1 年のときからレギュラーに入っていたので，レギュラーになれない生徒の手前，示しをつける意味もあって厳しくされたかもしれない。

だが，体罰を語る K さんに悲愴感はない。ケツバットは慣れたら，受け方のコツを覚えるので大丈夫だという。ビンタは痛いけれど（しかも，数えきれないほどビンタを受けているのだが），ボールが当たるよりはましだという。

そして，体罰を受けた後には，気合が入るという。初めて体罰を受けたのは，試合で見送りの三振をしてしまったときであり，そのときは，監督を見返してやろうと発奮したとのこと。監督から体罰を受けると，仲間と元気に声を出し合って，チームがまとまるという。私にとって印象的だったのは，「周りが，『切り替えろ』みたいな感じの声をかけてくれて，そんなに悪い雰囲気にはならなかった」という言葉だ。

また，K さんは，集中力を欠いたプレーをするとか，見送り三振をするなど自分に非があると思うときには，体罰に納得していたという。だが，そんな K さんでも，自分に非がないのに怒られるときには理不尽さを感じていた。「なんで俺が」みたいな気分になったという。それははっきりと嫌な体験だった。

体罰は必要だろうかとか聞いたところ，体罰以外の方法もあるのだろうとは思うけれど，体罰が一番早く効果がでるので，自分が高校野球の監督になったとしたら，早く効果が出る体罰をするかもしれないという。それは，3 年間という限られた時間枠の中で，大勢の部員がレギュラー争いをするという状況を想定して言われた言葉だった。K さんの高校では野球部の部員が 100 人くらいいたという。レギュラーになれるのは 9 人，ベンチに入るのも 20 人なので，部員の誰もが必死でうまくなりたいと思っているのだ。これを勝利至上主義というのは単純すぎる。部員たちは勝ち負け以前に，試合に出るチャンスを求めている。そして，その意味では部員同士がライバルなのに，体罰を受けた仲間に「切り替えろ」という意味の声をかけあっている。

それにしても，100 人もいたら 1 度も試合に出られないまま終わる部員も多いだろう。それは気の毒すぎる。そこで，「レギュラーになれそうもないとわかった人は辞めないの？」と聞いてみた。K さんは，「辞めたらたぶん，そこまでだと思う。そこで辞めたら，何事にも対処できなくなる。友人に 1 度もベンチに出られなかった人がいたが，その人がそう言っていた。その人は，振り返ってみれば野球部を 3 年間続けてよかった，と言っている。」と言う。ならば他のスポーツに転向するのはどうかと聞いたところ，「それはない。小中高とずっと野球やってるから」とのことだった。

（3）6 番の語り　U さん（2 回生，男性），A さん（2 回生，男性）

U さんと A さんは友人同士なので，一緒に話を聞いた。

U さんは，小学校では特にスポーツ経験はない。中学のときは，サッカー，バスケ，柔道を経験している。高校ではボート部に入り，高校時代の成績が評価されて大学に推薦入学した。大学でもボート部を続けている。

U さんは高校に入って初めバスケ部に入るつもりだったのだが，ボート部の上級生たちから強力な勧誘を受けてボート部に入った。この「勧誘」というのが，1 年生 15 人くらいがボート部の上級生 3 人に川に連れて行かれ，いきなりボートに乗せられるというもの。ちょっと拉致されるような強引さだったが，ボートは楽しかった。そして，ボート部の監督というのが見るからに恐そ

うな人で，「明日から（練習に）来い」と言われて，恐くて断れなかったという。

最初のころの練習は楽しかった。サッカーをさせてくれたりして，遊びのようだった。後から思うと，部員を逃がさないための作戦だったかもしれない。夏から本格的な練習となり，あまりの厳しさに，もう辞めることしか考えなくなった。1年生仲間の一人が，泣きながら「辞めさせてください」と監督に頼んだがダメだった。「1回，勝利を味わってみろ」とボート部の栄光の記録を見せられ，熱意に負けて退部をあきらめたという。

指導者から殴られたことがあるかと聞いたところ，日常的にビンタがあったという。先輩からも暴力があった。先輩たちも指導者から殴られているので，そのストレスを後輩にぶつけていたようだ。何かとイチャモンをつけて殴られ，精神的ダメージが強かった。

A さんは，小学校のとき親の方針で剣道を習わされていた。そのほか，ボーイスカウト，水泳もやっていた。高校のときは吹奏楽部。

A さんに部活の体罰について聞いていたら，親から日常的に体罰を受けていたという話が出てきた。A さんは体罰について，あまりおおごとだとは思っていないようだ。

二人に，指導者が手を出すことについてどう思うか，聞いてみた。

U さんは，体罰を受けたことを，今ではよかったと受け取っている。ボートはスタート前に緊張するものなのだが，体罰ありの厳しい環境にあって常に緊張していたので，スタート前にぜんぜん緊張しなかった。厳しい練習を耐えてきたので自信が持てていた。理不尽な体罰もあったが，理不尽なことも自分を強くしてくれた。そう思って，先生に感謝した。だが，そう思うのは自分が試合で良い結果を出すことができ，推薦で大学にも入学できたからかもしれないという。当時の仲間で結果が出せなかった人は，今でも体罰について割り切れない思いがあると教えてくれた。

U さんは「理不尽な暴力は，ない方がぜったいにいいと思います。ですけど，筋の通ったことで怒られるのは，いいと思います」と言う。U さんの感覚では，理不尽な体罰はダメだが，筋の通っている体罰なら OK のようだ。言葉で言っても分からない場合は，平手で一発というのはありだと思うとのこと（グーで殴るのはやりすぎ）。

A さんも，言葉で言っても分からない場合には体罰は必要だと言う。小さい子には，触ったら危険ということを，痛い思いをさせて理解させる，あれと同じだと言う。だが，成績が伸びないとか失敗したとかで体罰をするのは，心が折れるからダメだと思うとのこと。

このように二人とも，「言葉で言っても分からない場合には体罰が必要」と考えているのだが，二人が念頭に置いているのは，「言葉で言っても分からない場合には，一発叩かないと舐められる」というイメージだった。これはとても興味深い。体罰される側だった彼らの内面に，「舐められてはいけない」という体罰する側の感性が共有されている。

ここから話は「生徒（子ども）が先生（大人）を舐めるのは，どういうときか。舐められた先生（大人）はどうなるのか。」というところに発展していった。生徒は先生がどれくらい怒るのか，小出しに試していくという。そして，この先生は怒らないと見切ると，やりたいほうだいになる。そうなると，先生は生徒たちをコントロールすることに完全に失敗する。怒るか怒らないか（ほんとうに怖い怒り方をするか）が，先生のコントロールする力を決めるのである。

この話は私にとって非常に貴重だった。なぜなら，私はしばしば教室で私語をコントロールできないことがあるからだ。なるほど，私が学生たちを怖がらせるような怒り方ができないところに，原因はあったというわけか。だが，大学生ともなれば，もっと大人になるものではなかろうか。私の気持ちとしては，ルールで縛られたり，先生に怒られたりして勉強をするのではなく，自分で自分を律して主体的に勉強するというふうになってほしい。だが，A さんは「ルールとかあってくれた方が気持ちはラクかもしれない」と言う。たしかに自由であることって，何をするにも自分で決めなければならないわけなので不便とも言え

る。小中高と，ず〜っとルールで縛られてきて，大学になって急に自主的にやりなさいといっても，学生の側からしたら困るのだろう。

A さんは，「でまた成人になったり会社入ったりしたら，またルールに縛られるわけじゃないですか。大学でだけルールに縛られないっていうステップがあっても，あんまり意味がない。意味がないとは言いませんけど，大学の後，また縛られる年数が待ってるんで。」と言う。

お わ り に

第 1 章において桜宮高校暴力事件の重みを再確認した。第 2 章において，体罰容認派と体罰否定派の間に「子ども観」の違いがあることを見た。おそらくここまでの考察で終わっていたら，私は，体罰容認派の人々に「子どもの権利」という概念を受け入れてもらうにはどうしたらいいかという問いにたどりついて終わっていただろう。だが，第 3 章で学生が当事者として語る営みに同伴して，私は，事態はそれほど単純ではないことに気づいた。字数に余裕があったら，もっともっと彼らの声を紹介したい。

S さんの語りを聞いて，部活をがんばりたいという気持ちが痛いほど伝わってきた。自分勝手でばらばらな部員をひっぱっていこうと，あんなにも努力していたのに，なぜ指導者はそれを助けなかったのだろう。部活に求めるものが人によって異なる場合，一つにまとめるのは非常に難しい。そういう場合には，みんなが同じことをしなくてもよい，というところまで後退して，そこから意見の調整をすれば妥協点がみつかるかもしれない。これは民主主義的話し合いを経験するまたとない機会になるはずだ。部活の成果というと公式試合の戦歴がイメージされることが多いが，指導者は話し合いの技（わざ）を深めることを部活の成果とみなしてもよいのではないだろうか。

K さんの語りを聞いて感じたのは，一つのスポーツに打ち込む一途さである。K さんの友人は，一度もベンチに入ることがなかったが，野球を辞めずに続けてよかったと言う。その思いは誰も否定できないのだが，もう少し複数のスポーツを経験することはできないものだろうか。他のスポーツに転向したとしても，それは挫折ではないと思う。なぜなら，スポーツを愛するアスリートであることに変わりはないからだ。

U さんと A さんの語りは，後半の「舐められてはいけない」のところが非常に興味深かった。生徒たちが先生の怖さ，怒り度に応じて，言うことをきくかどうかを決めるというのは，力によるコントロールに反応するという行動原理が既に埋め込まれていることを示している。体罰は暴力によるコントロールである。体罰を否定するならば，力によるコントロールとは別の何かが必要だろう。私たちは，集団の秩序というものを犠牲にする覚悟を決めて，生徒（子ども）をルール作りに参画させるべきではないだろうか。

体罰容認の連鎖を断ち切るには，やはり当事者の語りを聞くべきである。語りに同伴しながら，今後も考えていきたい。

謝辞

「部活における指導のあり方について語ろう」企画に協力してくれた学生諸君に心からお礼を申し上げます。

また，共同研究者である井上辰樹氏の卓越した質問力なくしては，この企画を実行することができませんでした。井上氏にもお礼を申し上げます。

注

⑴ 龍谷大学社会学部コミュニティマネジメント学科専攻科目「臨床哲学」。この授業の目標は，地域社会において生きづらさを抱える人について学び，当事者の思いを知ることである。取り上げるテーマは，外国人差別，精神疾患，認知症，発達障害，子どもへの暴力など。

⑵ 2013 年 10 月，スポーツ健康学を専門とする同僚，井上辰樹と共に，「部活における指導のあり方について語ろう」という企画を立ち上げた。これまでに 6 回の聞き取りを行った。

⑶ 2013 年 12 月 22 日朝日新聞記事に手紙の内容が掲載された。顧問宛てに書いた「私が今思っていること」（原文のまま，●●は名前）

僕は今，キャプテンとして部活に取り組んでいます。先生が練習や試合で，自分ばかりに攻めてくるのに僕は不満を持っています。たしかに，自分は先生に言われたことができないし，ルーズボ

ールもしなかったです。でも，それをしていないのは僕だけですか？僕はそうではないと思います。一年の●●や，●●が一回ミスしただけでは言わないのに，僕が一回ミスしたら必ず怒られます。昨日の話を聞いていても，こういうことをする人がキャプテンになる人と言っていましたが，どこのどんなチームでも，そんな完璧な人いないと思っています。考えようと努力もしています。でも，なかなかできないです。リーダーの本も読んだのですが，それがすべてできるとも思っていないです。先生は僕に完璧な人間になれと言っているようにしか僕には聞こえないです。僕は，先生がキャプテンが必要とすると言っている，多くのことができていないです。やろうとはしています。僕は僕なりに，その場の出来事をどうやったらいいだろう。と考えています。先生は僕に，何も考えていないと言いますが，僕は考えています。いつもその場で答えることができませんが，じゃあ逆に，それを完璧に答える人はいるのですか？たまにはいると思いますがたいていの高校生にはいないと思います。●●さんが講習会をしてくれた日に僕は●●さんが言っていることを自分なりに理解して一生懸命やりました。なのに，なぜ，翌日に僕だけがあんなにシバき回されなければならないのですか？一生懸命やったのに納得いかないです。理不尽だと思います。僕は，今正直，何やっても無駄だと思います。キャプテンをしばけば何とかなると思っているのですか？毎日のように言われ続けて，僕は本当に訳が分からないとしか思っていません。先生は僕に，専攻の授業前に，ポケットに手を突っ込む奴がいるから止めろと言いました。でも，次週の朝礼の帰りに，先生はポケットを手に突っ込んでいました。それは，言っている人は言ったことを守るべきではないですか？と僕は思います。僕は問題起こしましたか。キャプテンしばけば解決すると思っているのですか。もう僕はこの学校に行きたくないです。それが僕の意志です。

(4)　顛末書の内容について，2013 年 5 月 23 日の朝日新聞夕刊（大阪）に次のような記事が掲載された。

記事全文。

大阪市立桜宮（さくらのみや）高校バスケットボール部主将（当時 17）が昨年 12 月に自殺した問題で，暴力を振るった元顧問（47）が，市教委に提出した顛末（てんまつ）書で自らの行為を悔やむ心境を明かしていた。暴力に抵抗を感じていなかった元顧問が，「すべての原因は慢心だった」と思うに至る心境の変化がつづられている。

顛末書は A 4 判で 27 ページ。今年 2 月，市教委が懲戒免職処分を決定する前の同 8 日に提出された。

《「たたくことで（生徒は）必ず変わる」という確固たる気持ちがあった。》

元顧問は顛末書で，1994 年 4 月に桜宮高校に着任して以来，部員らに手を上げてきたことを告白。特にチームの中心となる 2 年生には「鼓舞させる場面や，意欲，集中力がない場面で手を上げることがあった」。過去の校長にも「人間関係のしっかりしている生徒はたたく」と伝えていたという。

昨年 12 月の冬休み。元顧問は，主将を上達させれば全体のレベルアップを図れると考えた。「16 日から鍛えよう」。翌月には新人戦が控えていた。18 日，他校との練習試合で消極的に見えた主将を数発たたいた。22 日，「ボールにとびついてるか」と繰り返して十数発，平手でほおや頭をたたいたという。練習後の面談では「B（チーム）でやったら？」と声をかけた。

《たたくことで解決しようとしてしまいました。過去にはたたく指導によって，一気に伸びる選手や精神的に強くなる選手が多くいた。

（主将も）明日から一皮剥（む）けたプレーをしてくれると信じていました。》

翌 23 日朝，主将が自宅で亡くなっているのが見つかり，警察に行った。「ショックと悲しみで頭が真っ白になった」

遺族との面会，市教委や弁護士の調査が続く。

《顛末書を完成すべく，毎日，自分自身がどのような指導をして来たのか……ということに向き合ううちに，自分の指導が一方的であったことにやっと気付くことが出来ました。》

教師を信じてついてくる生徒を，たたく。抵抗を感じなかったのはなぜか。

《たたくことによって部員が成長し，チームが強くなったことから，私は間違っていなかったという驕（おご）り。それらすべてが慢心であったと，今，心から反省しています。》

そして，こうも悔やんだ。

《今となってはもっと繰り返し指導し，彼の意見を聞き，周りの選手と一緒に問題を解決すればよかったと思います。》

（記者名：尾崎文康）

⑸ 元陸上選手の為末大氏が講演し，「管理をするよりも自立」「問答無用から対話へ」「上下関係から対等な関係」「画一型から多様性」を訴えた。

⑹「暴力行為根絶宣言」は「スポーツ界における暴力行為根絶に向けた集い」を開催した 5 団体のホームページに掲載されている。『スポーツにおける真の勝利』にも収録されている〔菅原哲朗 2013 : 153–156〕。

⑺ 両連盟ホームページに全文がアップロードされている。

⑻（森田 1999, 2011 : 124）には「体罰とは子どもに対して保護者や教師が行う身体的苦痛を伴う行為と定義できる」と述べている。

⑼ 森田ゆり『子どもと暴力』岩波書店，［文庫版 2011 : 127–137］によれば，体罰には 6 つの問題点がある。

・体罰はしばしばそれをしている大人の感情のはけ口であることが多い。

・体罰は子どもに恐怖感を与えることで子どもの言動をコントロールする方法である。

・体罰は即効性があるので，それを使っていると，他のしつけの方法がわからなくなってしまう。

・体罰はしばしばエスカレートする。

・体罰はそれを見ている他の子どもに深い心理的ダメージを与えている。

・体罰はときには取り返しのつかない事故を引き起こす。

⑽ 子どもの権利条約第 44 条に定められた政府報告書への最終審査（これまでに 3 回）には，体罰についての現状についての指摘と改善勧告が書かれている。

参考文献

・森田ゆり，2011『子どもと暴力－子どもたちと語るために』岩波書店（岩波現代文庫）（1999 年に岩波書店から出版された本の文庫版）
・日本弁護士連合会〔編著〕，2006『子どもの権利ガイドブック』明石書店
・宿谷晃弘，2011『学校と人権』成文堂
・菅原哲朗，望月浩一郎〔編集代表〕，2013『スポーツにおける真の勝利－暴力に頼らない指導』エイデル研究所
・久保健助，2012『スポーツ指導者のための法学 15 話』北樹出版
・桂　充弘〔編〕，2013『スポーツ界の不思議』かもがわ出版
・なだいなだ，1974『権威と権力－いうことをきかせる原理・きく原理－』岩波書店（岩波新書）
・一般社団法人“人間と性”教育研究協議会〔企画編集〕，2013『季刊セクシュアリティ No.63　特集スポーツ・部活動とセクシュアル・ハラスメント』エイデル研究所
・（社）日本体育学会編集，2013『体育の科学 10 月号，第 63 巻　第 10 号　特集体育・スポーツにおける体罰を考える』杏林書院
・斎藤　環〔編〕，2013『こころの科学 11 月号，第 172 号　特別企画暴力の心理』日本評論社